#### 令和2事業年度株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の業務の実績評価について

総 務 省

## 1 実績評価の概要

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下「機構」という。)は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的に、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号。以下「法」という。)に基づき、平成27年11月25日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績については、法第36条第1項において、事業年度ごとに評価を行うこととされている。このため、同規定に基づき、機構の令和2事業年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)における業務の実績について、次の観点から評価を行った。

- (1) 支援決定等の実績
- (2) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準(平成27年総務省告示第412号。以下「支援基準」という。)への適合状況
- (3)投資実行後の取組
- (4) 法第30条第1項に基づき総務大臣が認可した予算の執行実績
- (5)「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。)に基づく検証の一環として設定したKPI(事後検証可能な指標)の進捗・達成状況

## 2 個別の項目に対する評価

## (1) 支援決定等の実績

平成27年11月25日の設立以降、機構は業務の遂行に必要な体制の整備を進めるとともに、通信・放送・郵便の各分野における案件の発掘・組成に取り組み、令和2事業年度は別紙に掲げる事業2件に対して支援決定(支援決定額:最大約372億円、実投資額:約434億円)を行った。

機構が案件の発掘・組成に取り組み、新たに支援決定を行って支援実績を積み上げ、前事業年度と比較して実投資額が増加していることは評価できる。引き続き案件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を一層積み上げていくことを期待する。

## (2) 支援基準への適合状況

機構は、法第25条の規定に基づき、総務大臣が定める支援基準に従い、海外において 行われる通信・放送・郵便事業又はそれらの事業を支援する事業(以下「対象事業」とい う。)への支援を行っている。

今般、「支援の対象となる対象事業が満たすべき基準」及び「対象事業支援全般について機構が従うべき事項」と機構の実績の主な項目を対照したところ、以下のとおり、いずれも支援基準に沿って適正に業務が遂行されていると認められる。

機構に対しては、投資規律や長期収益性の確保、公的機関や民間事業者との連携等に留意しつつ、引き続き支援基準に従って対象事業の支援を着実に実施していくことを期待する。

## ア 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準と機構の実績

#### <政策的意義>

機構が令和2事業年度に支援決定を行った案件は、「我が国事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるもの」、「通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理を行い、ICTサービスの提供等をパッケージで行おうとするもの」、「機構による支援が有効であると見込まれるもの」及び「我が国の外交政策及び対外経済政策と調和するもの」であり、支援基準に適合していると認められる。

#### <民間事業者のイニシアティブによる運営>

機構が令和2事業年度に支援決定を行った案件は、「民間事業者から対象事業者に対して出資等の資金供給が行われるもの」及び「民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないもの」であり、支援基準に適合していると認められる。

#### <対象事業の長期収益性の確保>

機構が令和2事業年度に支援決定を行った案件は、「対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれるもの」、「長期的には利益が確保できると見込まれるもの」、「資金回収が可能となる蓋然性が高いもの」及び「関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っているもの」であり、支援基準に適合していると認められる。

#### <他の公的機関との関係>

機構が令和2事業年度に支援決定を行った案件は、「他の公的機関との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われているもの」であり、支援基準に適合していると認められる。

## イ 対象事業支援全般について機構が従うべき事項と機構の実績

#### <運営全般>

機構が支援対象とする海外の通信・放送・郵便事業は一般に規制分野であり、日本企業が海外でこれらの事業を行うに当たっては、一般的なビジネスリスクに加えて、突然の政策や制度の変更等の規制分野であるが故の特有のリスクが存在している。このような背景から、海外において通信・放送・郵便事業を行う日本企業を支援するため、機構は資金供給に加えて相手国政府と交渉するなど金融面と運営面の両面から、既存の機関では対応できない官民ファンドならではの支援を行っている。

機構は、令和2事業年度も引き続き案件の発掘・組成を進め、政策的意義、民間事業者のイニシアティブによる運営、対象事業の長期収益性の確保、他の公的機関との関係を審議した上で、令和2事業年度に2件、約372億円の支援決定を行い、約434億円の実投資を行った。

## <投資規律の確保>

機構は、対象事業の支援決定を行うに当たり、投資担当者が検討を重ねた上で、社 外取締役を含む海外通信・放送・郵便事業委員会において決定することとしており、 事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスに留意している。

その他、機構は、財務諸表や支援基準、支援決定を行った案件の事業概要を機構の ウェブサイトに掲載するなど、情報開示を行っている。

#### <機構の長期収益性の確保>

機構は、投資額を上回る収益を確保することを目標に、収益性に係るKPIを設定し、その達成に向けて業務を遂行しており、長期収益性の確保に努めている。

また、個別の支援案件に対しては、投資先から事業の進捗状況や財務状況を定期的に聴取するとともに、取締役会にオブザーバとして参加することなどにより、投資先を管理することとしている。

## <機構への民間出資者等との関係>

機構への民間出資者等は、通信・放送・郵便事業に関わる民間企業 22 社から構成されており、機構の中立性及び幅広い民間出資者等が確保されている。また、定期株主総会等において、機構の業務執行の方針について、民間出資者等から意見聴取を行い、機構の運営に反映させている。

## <政府の関係施策との連携>

機構は、「インフラシステム海外展開戦略 2025」(令和 2 年 12 月 10 日 経協インフラ戦略会議決定)において、「ビジネストレンドや企業ニーズを踏まえ、JICT の活

用や関係機関との連携により、Society 5.0 の実現や SDGs の達成に資する事業を支援し、我が国企業による ICT の海外展開を促進する」ことや「「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」を支える 5G を起点とする産業基盤の展開、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」も踏まえた光海底ケーブルをはじめとした質の高いインフラ整備を促進する」こととされるなど、インフラシステム輸出促進及び経済対策の両面から機構の役割が期待されている。その他、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成 28 年 5 月 23 日総理発表)等に機構が位置付けられており、機構はこれらの政府戦略を踏まえつつ業務を遂行している。

また、機構は案件の発掘・組成を進めるに当たっては、総務省や在外公館をはじめとする政府機関、その他関連機関等と協力しており、政府の関係施策と連携した運営を行っている。

## (3) 投資実行後の取組

機構は、支援案件については、複数の視点からモニタリングを行っている。まず案件の検討を行う投資戦略部が、投資先事業者・共同出資者等との継続的なコンタクトを通じ、事業進捗の状況や政策的 KPIの達成状況、投資収支等のモニタリングを随時実施するとともに、支援案件の管理を行う投資管理部が、投資戦略部のモニタリング状況を踏まえつつ、機構の経営・財務の健全性の確保の観点からモニタリングを実施している。また、機構は、取締役等で構成されるモニタリング会議を設置しており、原則四半期に1回開催して各支援案件のモニタリング指標の充足状況を確認することとしており、適正に業務を遂行していると認められる。

機構は、これらのモニタリングを踏まえて、支援案件に係る営業投資有価証券等を適正に評価し、事業報告及び計算書類に反映させている。機構に対しては、引き続き支援案件のモニタリングを徹底し、投資先事業者の財務状況や事業運営に深く関係する現地・国際情勢等の変化に適時適切に対応し、リスク管理を着実に実施することを期待する。

#### (4) 法第30条第1項に基づき総務大臣が認可した予算の執行実績

機構は、毎事業年度の開始前に当該事業年度の予算を総務大臣に提出し、その認可を受ける(法第30条第1項)とともに、毎事業年度終了後3月以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出する(法第32条)こととされている。

今般、総務大臣が認可した令和2事業年度予算と機構の実績の主な項目を対照したところ、表1及び表2のとおり、いずれも総務大臣から認可された予算額の範囲内であり、機構は予算を適正に執行していると認められる。

機構に対しては、予算を有効に活用して着実に投資実績を積み上げるとともに、引き続き経費の削減に努め、効果的かつ効率的な予算執行に努めることを期待する。

#### ア 機構の令和2事業年度の収入

## <出資金収入>

令和2事業年度の出資金収入は26,300,000千円であり、全額が政府出資金であった。政府出資金の決定済額は予算額の範囲内であり、特段の問題は認められない。

## <借入金収入>

令和2事業年度は借入金収入が10,000,000千円あるが、これは機構が支援決定を行った案件への実投資を行うために発生したものである。令和3年1月に当該借入金は返済されており、特段の問題は認められない。

## <社債発行収入>

令和2事業年度の社債発行収入は10,000,000千円であり、全額が政府保証債発行収入であった。政府保証債収入の決定済額が予算額を下回っているが、これは機構が出資金収入等その他の資金をもって業務を遂行することが可能であったことによるものであり、特段の問題は認められない。

#### <事業収入>

令和2事業年度の事業収入は、719,023 千円であり、全額が前期までに支援決定を行った案件に係る出融資の配当金、利息収入等であった。機構に対しては、引き続き、案件の発掘・組成及び支援案件のモニタリング・ハンズオン支援に努め、事業収入を拡大していくことを期待する。

#### <その他>

予算として計上されていない収入が 118 千円あるが、これは預金利息等による ものであり、特段の問題は認められない。

#### イ 機構の令和2事業年度の支出

## <出資金及び貸付金>

令和2事業年度の出資金及び貸付金は、43,355,248 千円であり、支援決定を行った案件に対し、予算額の範囲内で出融資を行っている。機構に対しては、引き続き案件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

#### <事業諸費>

令和2事業年度の事業諸費は、317,730千円であった。執行額が予算額の範囲内となった主たる理由は、支援案件の検討に伴う調査費用の低減によるものであり、特段の問題は認められない。

# <一般管理費>

令和2事業年度の一般管理費は、1,023,406千円であった。執行額が予算額と比して少額となった主たる理由は、役職員の定員と実員の差異によって必要費用が減少したことによるものである。

機構の職員数は平成 27 年の設立時から増加しているが、業務を円滑に進め、着 実に投資実績を積み上げていくためには、優れた人材が必要不可欠である。このた め、機構に対しては、今後も必要な人材を職員として積極的に採用していくことを 期待する。

表1 令和2事業年度の収入に係る予算額と決定済額(単位:千円)

科目	予算額	決定済額
(款)出資金収入	26,600,000	26,300,000
(項)政府出資金	26,600,000	26,300,000
(款)借入金	11 500 000	10 000 000
(項)民間借入金	11,500,000 10,000,000	10,000,000 10,000,000
(項)政府保証借入	1,500,000	0
(款)社債発行収入	14,200,000	10,000,000
(項)政府保証債発行収入	14,200,000	10,000,000
(款)事業収入	892,000	719,023
(款)その他	0	118
合計	53,192,000	47,019,141

表 2 令和 2 事業年度の支出に係る予算額と決定済額(単位:千円)

科目	予算額	決定済額
(項)出資金及び貸付金	43,733,000	43,355,248
(項)民間借入金返済費	10,000,000	10,000,000
(項)事業諸費	600,461	317,730
(目)事業諸費	90,733	16,364
(目)調査費用	420,000	297,673
(目)旅費	61,215	1,740
(目)支払利息	28,513	1,953
(項)一般管理費	1,266,197	1,023,406
(目)役職員給与	530,981	321,040
(目)諸謝金	25,488	19,827
(目)事務費	708,728	682,517
(目)交際費	1,000	22
合計	55,599,658	54,696,384

# (5) ガイドラインに基づく検証の一環として設定した Κ Р Ι の進捗・達成状況

機構は、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会において、ガイドラインに基づき収益性や波及効果に係るKPIを設定しており、表3のとおり、その進捗・達成状況を同会議・幹事会に報告しているところである。

機構に対しては、KPIの次回マイルストーンである令和7年度の成果目標の達成に向け、今後も着実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

表3 令和2事業年度末時点の機構のKPI及びその進捗・達成状況

評価項目	KPI	R3/3 実績
政策目的	日本企業が海外にて行う ICT 事業への投資額	713 億円
エコシステム	民間企業との連携 (機構の支援対象事業に対し、共同投資や経営 参画等を通じて経営支援を実施した民間企業等 の累計数)	16 社
呼び水	民間からの投資額/機構からの投資額	(出融資の合計) 5.5 倍 (出資のみ) 5.8 倍
累積損益		▲52 億円

# (参考) 次回以降のマイルストーンの設定状況

評価項目	KPI		R7/3	R12/3	R17/3	R18/3	
政策目的	日本企業が海 ICT 事業への		(億円)	552	726	734	734
エコシステム	民間企業との連携		(社)	20	26	26	26
呼び水	民間からの投資額/機構 からの投資 (出融資の合計)		(倍)	3.2	2.7	2.7	2.7
		(出資のみ)	(倍)	3.1	2.6	2.6	2.6
累積損益			(億円)	▲131	▲25	42	55

## 3 総括

本評価では、機構の令和2事業年度における業務の実績について評価を行った。

機構は、支援基準に沿って業務を遂行し、令和2事業年度に計2件、約372億円の支援決定を行い、約434億円の実投資を行った。また、令和2事業年度の機構の収入及び支出については、いずれも総務大臣から認可された予算額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づく検証の一環として設定した各KPIも、マイルストーン達成に向けて着実に進捗しており、適正に業務を遂行していると認められる。

機構に対しては、引き続き優秀な人材の採用を進めて体制の充実を図りつつ、公的機関、 民間事業者、他の官民ファンド等との連携を一層深めて案件の発掘・組成に努め、着実に 投資実績を積み上げていくとともに、投資実行後においてはモニタリングを行い、支援基 準やガイドラインに基づき適正に業務を遂行していくことを期待する。

# 令和2事業年度に機構が支援決定を行った事業の概要

(1) インドネシア共和国におけるインドアキャリアニュートラルホスティング事業

項目	内 容
民間出資者	株式会社協和エクシオ
支援決定日	令和 3 年 1 月 18 日
支援決定額	最大約22億円
事 業 概 要	インドネシア共和国国内において、通信トラフィックニーズの高い
	施設に、複数のキャリアが使用可能なアンテナ等の通信ネットワー
	ク設備を通信キャリアに代わって構築し、サービス提供を行う事業

(2) 欧州・APAC (アジア太平洋地域) における金融 ICT基盤整備・サービス提供事業

項目	内 容
民間出資者	日本電気株式会社
支援決定日	令和 3 年 1 月 29 日
支援決定額	最大 350 億円
事 業 概 要	欧州やアジア太平洋地域において、金融機関向けICT基盤の整備
	及びICTを活用した金融サービスを提供する事業